様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　２０２５年　８月１８日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　ちゅうぶだいいちゆそうかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称　中部第一輸送株式会社  （ふりがな）　もりひでたか  （法人の場合）代表者の氏名　森　英貴  住所　〒497-8358  愛知県海部郡蟹江町須成西１０－８  法人番号　1180001096829  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＤＸ戦略の基本方針 | | 公表日 | 2025年 6月 9日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 自社ホームページ／会社紹介 下部メニュー ⇒ ＤＸ戦略の基本方針  P.6 「１．経営ビジョン・ビジネスモデルの策定（４）経営ビジョン」  <https://cdy.co.jp/wp-site/wp-content/uploads/2025/06/DX-Strategy-Framework.pdf> | | 記載内容抜粋 | 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性を策定し、経営ビジョンを「顧客の“物流パートナー”としての立場を強化し、デジタルと共創で新たなバリューチェーンを創出する」とした。  この経営ビジョンの実現に向けたビジネスモデルの方向性を示すにあたり、経営方針を作成した。  [経営方針]  1.顧客価値の最大化  ・DXを活用し、物流の見える化や効率化を推進することで、迅速かつ高品質なサービスを実現  ・顧客満足度を定期的に計測し、継続的なサービス改善を実施  2.持続可能な社会への貢献  ・環境負荷を低減するため、静脈物流やリサイクル事業を強化し、廃棄物削減と資源循環に貢献  ・パレット洗浄配送サービスを拡充し、資材の再利用を促進  3.DXによる業務改革と生産性向上  ・物流現場や倉庫管理におけるデジタル化・自動化を加速し、生産性と品質を向上  ・業務マニュアルやノウハウをクラウドで一元管理し、技術継承と業務標準化を実現  4.挑戦と変革へ挑み続ける姿勢  ・他社との差別化を図るため、価格競争を避けた付加価値型サービスを強化  5.働きがいと人材育成の強化  ・業務効率化とワークライフバランスを両立し、働きやすい環境を整備 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会より承認権限を委譲されている経営会議において承認のうえ公表。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＤＸ戦略の基本方針 | | 公表日 | 2025年 6月 9日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 自社ホームページ／会社紹介 下部メニュー ⇒ ＤＸ戦略の基本方針  P.8～9 「２．ＤＸ戦略の策定」  <https://cdy.co.jp/wp-site/wp-content/uploads/2025/06/DX-Strategy-Framework.pdf> | | 記載内容抜粋 | 経営ビジョンやビジネスモデルを実現するための方策を検討するにあたり、DX戦略マップを作成してDX戦略（データと技術を活用する戦略）の概要を決定した。  1.顧客価値の最大化  戦略①：データ集計で業務の分析と最適化  2.持続可能な社会への貢献  戦略②：ＡＩ活用による品質向上とコスト削減  3.DXによる業務改革と生産性向上  戦略③：一元化/自動化による業務の負荷低減  戦略④：ノウハウをデジタル化しナレッジを共有  4.挑戦と変革へ挑み続ける姿勢  戦略①：データ集計で業務の分析と最適化  戦略②：ＡＩ活用による品質向上とコスト削減  戦略③：一元化/自動化による業務の負荷低減  戦略④：ノウハウをデジタル化しナレッジを共有  5.働きがいと人材育成の強化  戦略①：データ集計で業務の分析と最適化  戦略②：ＡＩ活用による品質向上とコスト削減  戦略③：一元化/自動化による業務の負荷低減  戦略④：ノウハウをデジタル化しナレッジを共有 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会より承認権限を委譲されている経営会議において承認のうえ公表。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 自社ホームページ／会社紹介 下部メニュー ⇒ ＤＸ戦略の基本方針  P.14～15 「３．ＤＸの推進」  <https://cdy.co.jp/wp-site/wp-content/uploads/2025/06/DX-Strategy-Framework.pdf> | | 記載内容抜粋 | DX戦略の推進に必要な体制・組織に関する事項を定めた。  **・**DX推進部門（専門チーム）の設置  経営と現場をつなぐハブ機能として機能させ、現場視点を重視したDXを実行  **・**現場との共創体制を構築  各部門（輸送部、流通部、環境事業部、国際物流部、総務部など）からメンバーを選出し、定期的に改善アイデアや課題を共有  **・**DXコンサルタント等の外部専門家との連携強化  社内にない先端技術や客観性を取り入れることで、DXの実現スピードを高め、プロジェクトの成功確度と組織全体の変革力を向上  DX戦略の推進に必要な人材の育成・確保に関する事項を定めた。  ・DX戦略を部門単位で推進できる人材の育成  ・分析を通じて意思決定や業務改善をする人材の育成  ・現場のデジタル化を牽引する人材の育成  ・DX基礎研修の導入  ・DX人材育成カリキュラムの共同開発 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 自社ホームページ／会社紹介 下部メニュー ⇒ ＤＸ戦略の基本方針  P.10～13 「２．ＤＸ戦略の策定」  <https://cdy.co.jp/wp-site/wp-content/uploads/2025/06/DX-Strategy-Framework.pdf> | | 記載内容抜粋 | DX戦略の推進に必要なITシステム環境の整備に向けた、具体的な方策を検討した。  戦略①：データ集計で業務の分析と最適化  ・生成AI（自社データ連携）の構築  戦略②：ＡＩ活用による品質向上とコスト削減  ・破砕分離装置（ＡＩ自動選別）の開発  戦略③：一元化/自動化による業務の負荷低減  ・遠隔点呼ツールの活用  ・データ連携/変換機能の活用  ・ＲＰＡツールの活用  戦略④：ノウハウをデジタル化しナレッジを共有  ・倉庫管理ツール（倉庫業務の可視化）の活用  ・貿易管理ツール（通関業務の可視化）の活用 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＤＸ戦略の基本方針 | | 公表日 | 2025年 6月 9日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 自社ホームページ／会社紹介 下部メニュー ⇒ ＤＸ戦略の基本方針  P.16 「４．成果指標の設定」  <https://cdy.co.jp/wp-site/wp-content/uploads/2025/06/DX-Strategy-Framework.pdf> | | 記載内容抜粋 | DX戦略の達成度を測る指標を設定した。  ・顧客別カスタマイズ対応の実施件数：５件/年以上  ・リサイクル銅の分別率：20％以上  ※(再資源化された銅資源量) /(総排出量) × 100  ・業務ごとの処理時間の短縮率：15％以上  ・手作業から自動処理に切り替えた割合：30％以上  ・ノウハウ共有による教育時間の短縮割合：30％以上  ・過去事例活用による対応時間の短縮割合：20％以上 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年 6月 9日 | | 発信方法 | 自社ホームページ／会社紹介 下部メニュー ⇒ ＤＸ戦略の基本方針  P.1 「代表者メッセージ」  <https://cdy.co.jp/wp-site/wp-content/uploads/2025/06/DX-Strategy-Framework.pdf> | | 発信内容 | DX戦略の推進状況等に関する対外的な情報として、代表者によるメッセージを発信した。  「当社は、「物流の2024年問題」や労働力不足、環境対応など輸送業を取り巻く課題を重要な経営リスクと捉え、同時に、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進を大きな機会と捉えています。  今後の中期経営計画においては、データとデジタル技術の活用により、運行効率の最大化、空車率の削減、労務管理の最適化、そしてサステナブルな輸送体制の構築を図ることを目的に、ITによる業務標準化や技術継承を進め、多層下請け構造に依存しない新たな価値提供を目指します。  私たちは、生活と経済のライフラインとしての社会的使命を果たしつつ、持続可能な経営基盤の確立に向けてDXを中核に据え、あらゆるニーズに応えるオールインワン物流サービスの高度化を実現してまいります。」 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 4月頃　～　2025年 5月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サ イトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 4月頃　～　2025年 5月頃 | | 実施内容 | 「5分でできる！情報セキュリティ自社診断」を用いて課題把握を実施し、情報セキュリティ対策支援サイトにて、SECURITY ACTION制度に基づき二つ星の自己宣言を行なった。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。